

労災遺族年金システム における男女差別

旬報法律事務所
弁護士 小野山 静

アジェンダ

- 1 ワークーズコープ事件の概要
 - 2 現行の労災遺族年金システム
 - 3 過去の遺族年金訴訟
 - 4 アメリカ連邦最高裁の判決
 - 5 遺族年金に関する近時の議論状況
 - 6 予定している訴訟におけるポイント
- ～おわりに～

1 ワークスコープ事件の概要

※事案の概要

被災者：女性・死亡当時51歳

請求人ならびに受給権者：**被災者の次男**

業務内容：特定地域の事業本部事務局長

死亡日：2019年6月29日（くも膜下出血）

労災申請日：2022年3月28日

（八王子労働基準監督署）

労災認定日：2023年3月2日

1 ワークスコープ事件の概要

事業主

労働者協同組合ワークスコープ・
センター事業団

労働者協同組合...

労働者自身が、事業団に出資を行って
組合員となり、出資・経営・労働のいずれ
も担うというもの

1 ワーカーズコープ事件の概要

被災者

1967年12月生

1990年4月 日本労働者協同組合連合会センター事業団入職

2018年4月 協同組合連携事業、組織研修プロジェクト
及び人材プロジェクトを担当

2019年4月頃 日本社会連帯機構の理事長または事務局長の
兼任の打診

2019年6月25日 クモ膜下出血発症

6月29日 救急搬送先の病院で死亡

1 ワーカーズコープ事件の概要

担当業務内容

被災者は、東京三多摩山梨事業本部の事務局長。

三多摩山梨事業本部は、西多摩，南多摩，北多摩の
旧3郡ならびに山梨県の各事業所（コミュニティ
センター、高齢者福祉センター、保育園、学童クラブ、
児童館、自立・就労支援施設など）を管理・運営・
統括する任務を担っていた。

東京三多摩山梨事業本部が管轄する事業所は、大きな
分類で言っても24もあり、しかも、三多摩山梨
エリアの各地に散在していた。

1 ワーカーズコープ事件の概要

※八王子労基署の判断

① 労働時間

認定された時間外労働：

発症1か月前	64時間39分
発症2か月前	56時間30分
発症3か月前	68時間17分
発症4か月前	31時間46分
発症5か月前	44時間37分
発症6か月前	9時間58分



※発症前3か月間の平均は63時間08分

※労働時間算出の根拠は、使用者報告書、会社提出の労働時間集約表、警備記録、Suicaの履歴、週報など

1 ワーカーズコープ事件の概要

② 休日のない連続勤務

発症前6か月間で、7日を超える勤務が8回あった

③ 出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務 頻繁に出張や移動を伴う業務があった。

④ 勤務間インターバルが短い勤務

発症前6か月間で1回、11時間を切る10時間24分

⑤ 深夜勤務

6か月間に3回あった

2 現行の労災遺族年金システム

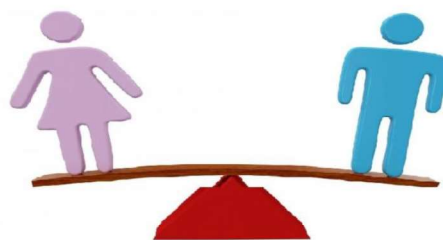
現在、遺族年金の受給権者となる順位は、以下の通りとなっている（資料1・1頁参照）

- ①妻または60歳以上か一定障害の夫
- ②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか一定障害の子
- ③60歳以上か一定障害の父母
（第4位以下は省略）

2 現行の労災遺族年金システム

夫が死亡した場合、
遺族である妻は無条件で遺族年金を受給できる

これに対し、



妻が死亡した場合、
遺族である夫は、55歳以上または障害がない限り、一時金しか受給できない

3 過去の遺族年金訴訟

地方公務員の遺族年金に関する訴訟

地方公務員であった妻が公務により鬱病を発症し自死

- 夫が地方公務員災害補償法に基づき、
遺族補償年金、遺族特別支給金、遺族特別援護金
及び遺族特別給付金の支給を請求したところ、
処分行政庁がいずれも不支給とする各処分を行った
- 各処分の取消しを求めて提訴
(まずは審査請求から順次行っただうえで)

3 過去の遺族年金訴訟

第一審（大阪地判平成25年11月25日）	控訴審（大阪高判平成27年6月29日）
結論：憲法14条1項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効 社会保障的性質を有するも、一種の損害賠償制度の性格を有し、純然たる社会保障制度とは一線を画する → 遺族補償年金制度に具体的にどのような立法措置を講じるかは立法府の合理的裁量に委ねられるが、区別に合理的根拠が認められなければ合理的な理由のない差別として違憲	結論：憲法14条1項等に違反するものではなく、不支給処分違法はない 遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するというべき 災害補償責任に基礎をおく損害補償の性格を併有するが、損害補償の性格は従たるものとどまる → 著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである場合に、憲法14条1項に反して違憲

3 過去の遺族年金訴訟

第一審（大阪地判平成25年11月25日）

本件区別の立法の基礎とされた社会状況については、その後大きく変化しており、共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているというべき
男女間の就業形態や収入の差は、あくまでも相対的なものであって、相応の就業の機会を得ることができるようになった結果、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている今日においては、配偶者の性別において受給権の有無を分けるような差別的取扱いとはもはや立法目的との間に合理的関連性を有しない

控訴審（大阪高判平成27年6月29日）

統計的な男女の賃金格差は60%で未だ大きい、非正規雇用の割合も女性は男性の3倍近い、専業主婦は専業主夫の123倍であり夫が「独力で生計を維持することが困難である」と認められる可能性は妻と比べて著しく低い

→ 合理性を欠くとはいえず、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであると言えず

性的役割分担の結果生じた社会的実態の固定化について

「一般に独力で生計を維持することが困難である」遺族を類型化して受給権者を定めるにあたり、社会的実態（それが性別役割分担から生じたものとしても）を充分考慮する必要がある、「固定化することになる」などと解すべき余地なし

3 過去の遺族年金訴訟

最高裁の判断（最判平成29年3月21日）

結論：上告棄却

地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、（省略）男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということはできない

→ 職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということとはできない

4 アメリカ連邦最高裁の概要

WEINBERGER v. WIESENFELD, 420 U.S. 636 (1975)

結論：

社会保障法（42 U.S.C. 402 (g)）は、同法が適用される死亡した夫と父親の収入に基づく遺族給付を、その未亡人と、未亡人が監護する夫婦の未成年の子供には与えるが、同法が適用される死亡した妻と母親の収入に基づく給付を、未成年の子供だけに与え、寡夫には与えないという規定である

→ これは、社会保障税を納める必要のある女性賃金労働者に対して、男性賃金労働者よりも少ない遺族保護を与えることによって、不当に差別するものであり、憲法修正第5条デュー・プロセス条項が保障する平等保護の権利に違反する

5 遺族厚生年金に関する近時の議論状況

遺族厚生年金に関しても同様の男女差別が存在する

現行制度では遺族厚生年金の受給要件にも男女差がある

男性は妻の死亡時に55歳以上でなければ受け取れず、
支給は原則60歳から

女性は夫の死亡時に30歳以上であれば、子どもの有無にかかわらず受給できる

また、妻は30歳未満でも、遺族基礎年金の受給対象の子どもがいれば、同様に生涯受け取れ、子どもがいなくても5年間の有期給付

→ 2023年7月28日、厚生労働省は、社会保障審議会の年金部会で遺族年金制度の男女差解消に向けた議論を開始。出席委員からは世帯の多様化が進むなか、現役世代の受給要件で男女差の是正を急ぐべきだとする声が相次いだ（資料2参照）

6 予定している訴訟におけるポイント

※請求内容

労災申請時は次男名義で行った
年金支給等については次男に対するものとして決定
しかし、次男も2023年3月に18歳の3月を迎えて
いるため、現在は遺族年金はだれも受給していない

夫にも受給権はあるという前提で、

夫を申請者とする遺族年金の申請→ 不支給決定
→ 審査請求→（3 か月経過）→行政訴訟

行政訴訟＝不支給処分の取消訴訟

6 予定している訴訟におけるポイント

※違憲審査基準の検討

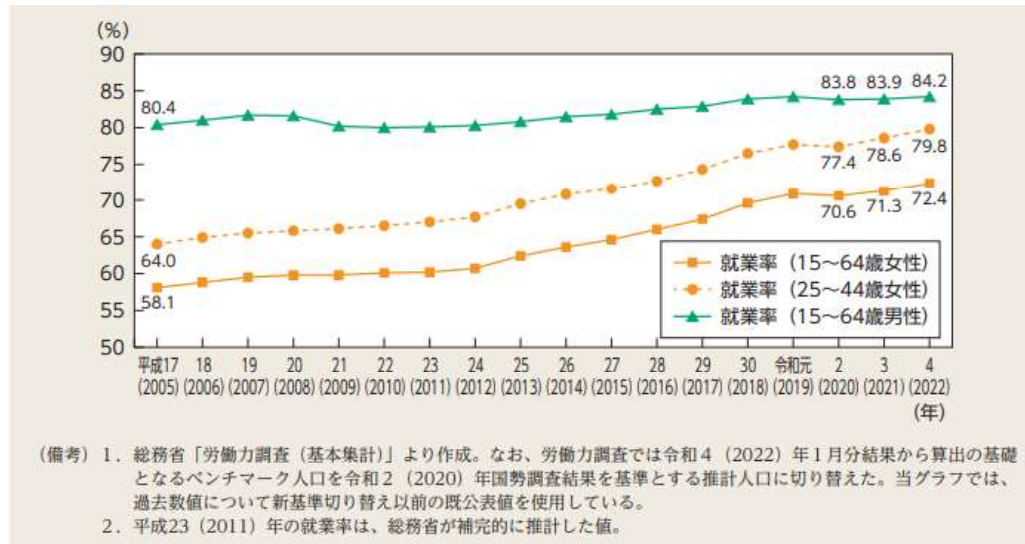
遺族補償年金制度に関する違憲審査基準：

- ・遺族補償年金は社会保障的性質を有するも、一種の損害賠償制度の性格を有し、純然たる社会保障制度とは一線を画する（公務員遺族年金訴訟1審判決）
 - ・保険料を納める必要のある女性労働者に対して、男性労働者よりも少ない遺族保護を与えるという性別に基づく不当な差別である
- 憲法14条1項に反するか否か正面から判断すべき
- 区別に合理的根拠が認められなければ合理的な理由のない差別として違憲

6 予定している訴訟におけるポイント

※現在の家庭モデル

就業率は近年男女ともに上昇傾向にある



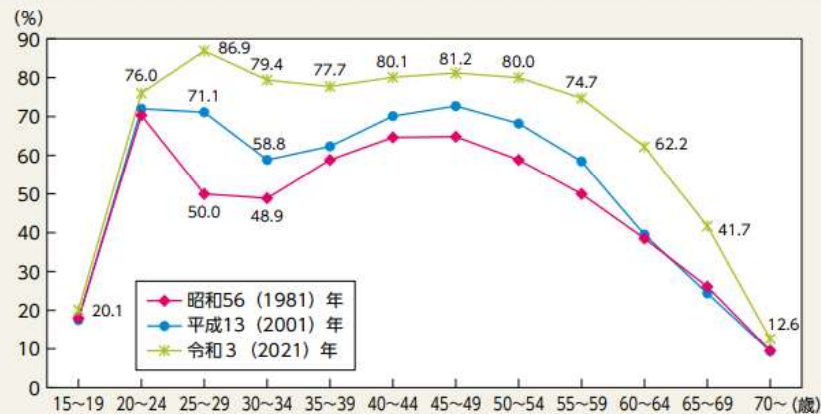
6 予定している訴訟におけるポイント

- 我が国の就業者数は、令和3(2021)年は、女性3,002万人、男性3,711万人。
- 女性の就業者数は、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年より減少したが、平成24(2012)年から令和3(2021)年までの9年間で約340万人増加。



6 予定している訴訟におけるポイント

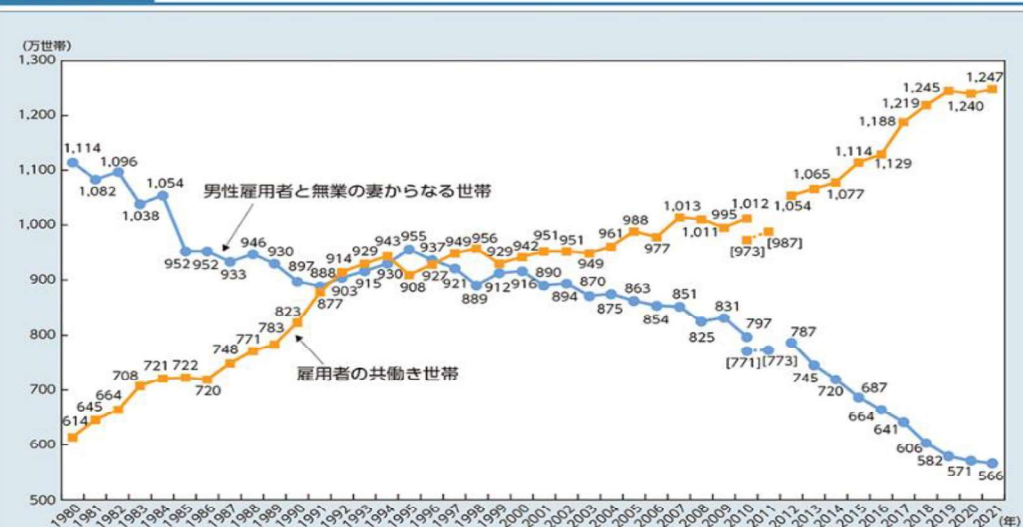
○女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）について昭和56（1981）年からの変化を見ると、昭和56（1981）年は25～29歳（50.0%）及び30～34歳（48.9%）を底とするM字カーブを描いていたが、令和3（2021）年では25～29歳が86.9%、30～34歳が79.4%と上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100。

6 予定している訴訟におけるポイント

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
(注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

～おわりに～

現行の労災遺族年金システムについては
男女差別であるとして正面から議論が
なされるべき

欧米各国は就労環境の
男女差が残る
1980年代や90年代に
男女差を解消している

